

令和3年議案第2号

愛北広域事務組合尾張北部聖苑公害防止委員会設置条例の一部改正について

愛北広域事務組合尾張北部聖苑公害防止委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、尾張北部聖苑公害防止委員会を円滑に運営するために改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合尾張北部聖苑公害防止委員会設置条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合尾張北部聖苑公害防止委員会設置条例（平成11年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の中から互選する。

第5条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 委員長は、委員会を総理する。

- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第7条の見出し及び同条第1項中「会議」を「委員会」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「会議」を「委員会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。